

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月から同年6月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び49年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から44年2月まで
② 昭和46年5月及び同年6月
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和49年6月から50年3月まで

申立期間①について、私は、勤務していた会社を昭和37年5月に退職した後、妻と一緒にA市（後にB市C区となり、現在は、同市D区）Eに転居し、42年にB市F区に転居するまで住んでいたが、その間、妻が私と妻の国民年金保険料を一緒に納付していた。最初の1回か2回はG区役所（当時）の窓口で納付したが、近所の駐在所（交番）で集金をしていることを知ってから、2か月に1回の集金時に保険料を納付するように変更した。当時の保険料額は100円か200円であったと思うが、集金担当者にお金を渡した後、集金担当者が何かに私印を押してくれていたと思う。

申立期間②、③及び④について、H町に住んでいた時に、町役場、郵便局又は銀行の窓口において、妻が私と妻の国民年金保険料を一緒に数か月分まとめて納付していたが、納付書を分割してもらった記憶がある。

これまでに、私の生年月日が相違していたため、年金記録が訂正された経緯があるので、今回の申立期間についても、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、昭和47年12月頃にH町において夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、その払出時点で、申立期間②及び③については過年度納付が、申立期間④については現年度納付も可能であったものと考えられる。

また、申立人は、「妻が私と妻の国民年金保険料を一緒に数か月分まとめて納付していた。」と主張しているところ、特殊台帳及び国民年金被保険者名簿から、申立期間前後の期間の国民年金保険料の納付状況は申立人の主張とおおむね一致している上、オンライン記録上、申立期間②に係る申立人の妻の国民年金保険料は、記録統合により厚生年金保険被保険者期間と重複するため平成11年3月に還付決定が行われており、申立期間③及び④に係るその妻の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間はそれぞれ2か月、3か月及び10か月と比較的短期間である上、申立期間③及び④前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、上記の手帳記号番号は、申立人の生年月日の記録相違が判明したことに伴い、平成21年に申立人の基礎年金番号に統合されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

- 2 一方、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人に上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和41年12月頃に夫婦連番で払い出され、国民年金制度が発足した36年4月に遡って被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の当該手帳記号番号前後の払出状況等を踏まえると、職権適用により、当該手帳記号番号が払い出されたものと考えられるところ、職権適用は、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施されるものであることから、当該払出しまでは、申立人は国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出簿に「45 消除」と記載されていることについて、日本年金機構は、「国民年金保険料の納付実績が全く無いため、昭和45年度に当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳を廃棄したことを示すものと考えられる。」と回答している。

さらに、B市は、「当市の概要書から、昭和43年2月からは嘱託職員による国民年金保険料の戸別徴収を市内全区で実施していたことが確認できる。しかし、それ以前については、広報誌等においても申立人が居住していたとする地域における保険料徴収方法は確認できない。」と回答しており、申立期間当時、申立人が居住していた地域において、申立人が主張する集金制度が存在していたか否かを確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年5月から同年6月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び49年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和25年4月9日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月1日から25年4月9日まで

年金事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険の加入期間が、昭和23年8月20日から24年4月1日までの期間となっているが、申立期間においても同社に継続して勤務しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人が、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、昭和25年4月9日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日を、当初の同年7月1日から遡って24年4月1日に訂正されたことに伴い、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日も同年4月1日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿では、昭和24年4月1日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を遡って同年4月1日に訂正されているものが申立人以外にも多数存在し、かつ、当該訂正処理前の記録から、申立期間において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における厚生年金保険被保険

者資格喪失日を昭和25年4月9日から24年4月1日に訂正する合理的な理由は無く、当該訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における同保険被保険者資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た25年4月9日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年5月1日改正後の標準報酬等級に該当する記録が確認できないことから、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月10日及び18年7月10日は10万円、同年12月11日は15万円、19年7月19日は12万円、同年12月15日は15万円、20年7月10日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年7月10日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年7月19日
⑤ 平成19年12月15日
⑥ 平成20年7月10日

A社から支給された申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、事業主が消滅時効成立前に賞与支払届を提出しておらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された申立人に係る夏季及び冬季賞与明細書によると、申立人は、平成17年12月10日及び18年7月10日は10万円、同年12月11日は15万円、19年7月19日は12万円、同年12月15日は15万円、20年7月10日は12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から41年5月1日まで

私は、昭和38年5月1日から41年4月30日までの期間、妻の実家の家族が経営していたA社に勤めていたが、厚生年金保険被保険者となっていない。申立期間と一緒に勤めていた妻は、同被保険者とされているため、私も同被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立人の妻は、「同社における私と申立人の勤務期間は同じであり、私と同じように申立人も厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、申立人の妻と同様に同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる二人の同僚はそれぞれ、「申立人は同社で勤務していた。」、「申立人及びその妻は、同社に同時期に入社し、同時期に退社したと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の経理担当者も亡くなっているため詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

また、申立人の妻は、「A社は、私の実家の両親と兄が経営しており、申立人は、私の父と兄から仕事を教わり、3人とも同様の仕事をしていたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録上、当該義父兄は、申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、前述の申立人の義父兄は、A社において昭和41年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、申立期間中の40年9月頃に国民年金への加入手続を行い、39年7月以降の国民年金保険料を遡って納付していることが確認できる。

加えて、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月12日から41年6月1日まで

申立期間当時、私は、A港のB波止場にあった事業所Cで働いており、当該事業所が所有する^{はしけ}舢に積荷を載せ、沖合に停泊している本船まで運搬していた。

年金事務所に照会したところ、私が船員保険に加入した事実は確認できない旨の回答であったが、事業所Cでは4年間勤務しており、申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業所Cを退職した後に勤務した事業所の事業主が、「申立人は、当社が雇用する以前に事業所Cで働いていた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿において事業所Cの記載は無いことから、申立事業所が船員保険適用船舶所有者に該当していたことが確認できない上、申立事業所とほぼ同時期に海運業を営んでいた前述の事業主は、「申立期間当時、A港で^{はしけ}舢の仕事をしていたのは個人事業主がほとんどであり、事業所CもD氏が個人で所有していた^{はしけ}舢で仕事をしており、船員保険には加入していなかったと思われる。」と供述しているところ、同名簿において、申立期間に同適用船舶所有者であった者のうち、同姓の者は確認できない。

また、申立人は「事業所Cには3人か、4人の同僚がいた。」と主張しているが、同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の当該事業所に係る船員保険の取扱い及び勤務実態について供述を得ることができない。なお、オンライン記録

から、厚生年金保険適用事業所としてC有限会社が確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和51年12月1日である上、所在地はE県F郡となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中にも申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 39 年 8 月 5 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職する際、退職金や一時金を受け取った記憶も無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 8 月 5 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性 21 人の支給記録を確認したところ、14 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 12 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該同僚の一人は「会社の担当者から退職時、脱退手当金を請求する手続きをしたので県庁に受け取りに行くように言われ受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 1 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から 33 年 9 月 13 日まで
平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されているページとその前後の計 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月 13 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。